

山梨県保安林台帳等管理要領

平成24年8月27日
治山第874号
最終改正 令和5年12月1日
治山第1382号

(目的)

第1 この要領は、保安林の管理等のために必要な森林法第39条の2第1項に定める保安林台帳等の適正な管理及び円滑な情報提供を行うため、その事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(関係法令等)

第2 保安林台帳等の取扱いについては、森林法（昭和26年法律第249号）、山梨県情報公開条例（平成11年条例第54号）、山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第50号）によるほか、この要領の定めるところによる。

(保安林台帳等の種類、定義及び配備機関)

第3 この要領において、保安林台帳等の種類、定義及び配備機関は別表1のとおりとする。

(保安林台帳の情報)

第4 保安林台帳等に含まれる個人情報とは、山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例第2条第3項に規定する個人情報のうち、森林法施行規則第74条第3項及び第4項各号に掲げる事項を除くものをいう。（具体的には、森林所有者及びその他権利者（以下「権利者」という。）に係る氏名及び住所をいう。なお、法人に関する情報についても個人の場合と同様に取り扱う。）

2 配備機関の長は、保安林台帳等の閲覧、複写（以下「情報提供」という。）にあたっては、この保安林台帳等が、保安林管理のための基礎資料及び保安林管理上必要な指導内容であって、間接調査法により作成されたものであり、林況及び境界は現地において実測を行っていないため、所有権、境界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではないことを請求者に明らかにしなければならない。

(保安林台帳等の情報提供)

第5 保安林台帳等の情報提供については、保安林台帳等利用請求書（様式1）にその請求内容を記入させた上で行うものとする。

2 配備機関の長は、その請求を適当と認めたときは、すみやかに情報提供を行うものとする。ただし、請求対象が著しく多い場合にあっては、当該請求書を受理した日から15日以内に情報提供を行うものとする。

3 複写による情報提供の請求の場合は、保安林台帳利用決定通知書（様式2）を交付した上で情報提供を行うものとする。

- 4 請求者が請求に係る所在地の権利者以外の場合は、前条1項の個人情報を除いて提供するものとする。
- 5 請求者が請求に係る所在地の権利者の場合は、前条1項の個人情報については、当該請求者に係るものに限り提供するものとする。

(複写による情報提供と費用負担)

- 第6 複写による情報提供とは、複写機により複写、又は情報端末機器から出力した保安林台帳等を交付することをいう。
- 2 複写による情報提供が、国、地方公共団体、又は独立行政法人等の職員により職務遂行のために行われると認められる場合は、交付に要する費用は、徴収しないものとする。
 - 3 行政利用以外の目的で複写による情報提供を行う場合(以下「一般利用」という。)は、交付に要する費用は、請求者が負担しなければならない。
 - 4 一般利用の場合に徴収する費用は、「山梨県情報公開条例施行規則」の別表第一のとおりとする。
 - 5 前項の費用は、林務環境事務所長が交付する場合は、当該林務環境事務所管内の地域県民センターにおいて、治山林道課長が交付する場合は、県民情報センターにおいて、山梨県財務規則(昭和39年規則第11号)の定めるところに従い徴収するものとし、当該費用に係る収入の歳入科目は、次のとおりとする。
(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 雑入
 - 6 請求者が複写による情報提供の成果品の郵送を希望した場合は、請求者に第4項の複写に要する費用の額及び郵送に必要な郵便切手の金額を示した上で、請求者から現金書留により当該複写費用及び郵送に必要な郵便切手の送付を受けた後、現金領収票と複写成果品を郵送するものとする。

(情報提供に係るその他の事項について)

- 第7 請求者が情報提供の請求をする場合は、該当配備機関の窓口で請求することを原則とするが、郵送又はファクシミリにより請求書等を提出することができるものとする。ただし、口頭、電話による請求は認めないものとする。
- 2 情報提供については、勤務時間内に行うことを原則とし、情報提供を行うことによって業務に支障を生ずる恐れがある場合には、請求者に対して理解を求め業務に支障を生じないようにするものとする。

附則 この要領は、平成24年9月1日から施行する。

附則 この要領は、令和5年12月1日から施行する。

別表1 保安林台帳等の種類、定義及び配備機関

種 類	定 義	配備機関
保安林台帳	森林法施行規則第74条第2項の規定に基づく帳簿	治山林道課 各林務環境事務所
保安林附属図	森林法施行規則第74条第2項の規定に基づく図面	治山林道課 各林務環境事務所
保安林管理図	縮尺5千分の1の地形図上に保安林の位置及び種類を示した図面	治山林道課 各林務環境事務所

(様式2)

番 号
令和 年 月 日

保安林台帳等利用決定通知書

殿

治山林道課長
又は〇〇林務環境事務所長

令和 年 月 日付で請求のあった保安林台帳等の利用については、次のとおり決定しましたので通知します。

1 保安林台帳等の種類

2 請求の内容

所在地

3 利用実施費用

_____ 円

4 情報提供の日時及び場所

日時	
場所	

5 附帯事項

上記の資料は、保安林管理のための基礎資料及び保安林管理上必要な指導内容であって、間接調査法により作成しておりますので、林況及び境界は現地において実測を行っていません。

したがって、所有権、境界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではありません。